

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

120

日 次

規則

○東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則
（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）

規則

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年十月一日

東京都知事 小池百合子

◎東京都規則第九十一号

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第一条の二第一項第一号の二」を「第一条の二第一項第一号」に改める。

第十四条第五項中「第十四条の三第三項第四号」を「第十四条の三第三項第三号」に改め、「及び第三号」を削る。

第十五条の四第三号中「第十四条の二第一項第一号」を「第十四条の二の二第二項第一号」に、同条第四号中「第十四条の二第一項第五号」を「第十四条の二の二第一項第五号」に改める。

第十五条の五中「第十四条の七の二」の下に「第一項」を加え、「当該届出」を「同条第二項の診断書その他の当該届出」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。